

平成 31 年度

概算要求要望、税制改正要望
政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合
化学部会

1、税制改正要望

●地球温暖化対策のための税の廃止【重点】

エネルギー需給見通しの2016年度速報値では、引き続き電源構成の内、約8割を化石燃料が占めており、東日本大震災から7年が経過した現在でも震災前の約6割から化石燃料に大きく依存している状況に変化はありません。このように、導入検討時の背景から我が国のエネルギーを取り巻く環境が大きく変容しているにも係わらず、炭素課税に上乗せする形で国民全体に追加的負担を求める温暖化対策税は、産業の持続的発展のみならず国民経済の成長を阻害していますので、廃止を含めた抜本的見直しを求めます。

●石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置の本則非課税化【重点】

輸入ならびに国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置については、税法による非課税（恒久化）とするよう見直しを求めます。諸外国においては、原料用途の石油・石炭・揮発油については、特別措置による免税・還付ではなく非課税措置が講じられています。課税条件の国際的なイコールフットティングを確保することで、産業の空洞化の回避や国際競争力の維持を図る目的からも、租税特例措置による「適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置」ではなく、本則化を図ることを求めます。

●研究開発促進税制の拡充【重点】

機能性化学産業は高付加価値品を中心にニッチなマーケットであっても、グローバルに事業展開を行い高い利益率を実現していくことが可能です。他方で、製品に求める機能が様々であることや、ユーザーが求める機能も業界・地域等によって異なりニーズを摺り合わせながら製品開発を行う必要があるため、多額の研究開発・設備投資負担が求められます。日本の化学企業は欧米企業に比べ規模が小さいことが研究開発投資負担の上で弱みとなっていますので研究開発促進税制の拡充による一層の支援を求めます。

具体的には、①一般試験研究費（総額型）における控除上限の緩和、②繰越控除制度の復活、③特別試験研究費（オープンイノベーション型）は、ユーザーと摺り合わせながら製品開発を行う機能性化学産業の特性から使い勝手が悪いため、対象費用の追加等の見直しを求めます。

● IoT投資の強化、生産性向上の為の設備投資に対する税制の整備【重点】

IoTを牽引するうえで必要不可欠なプロセス基盤向けの半導体用製品や液晶／有機ELマスク基板といった情報化学製品は、供給にあたってその都度の先端装置や製造設備の導入が必要となります。第4次産業革命をリードする戦略的取組によってプロセス基盤の更新サイクルがより一層短くなっていますので、既存のコネクテッド・インダストリーズ税制の拡充や、この対象範囲にとどまらない設備投資全般に対する税制上の優遇制度の復活を求めます。

具体的には、情報連携投資の促進に係る税制の対象設備であるソフトウェア、器具備品、機械装置だけでなく、①IoT関連プロセス基盤向け製品製造に係る建屋の新增設、②同、土地取得に対する支援の枠組

みの追加を求めます。

2、省エネ／温暖化対策

●二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の社会実装に向けた支援ならびに、利用（CCU）による基幹化学品等の製造技術開発支援【重点】

化学産業は全産業中2番目に多い約6%のCO₂を排出していますが、二酸化炭素回収・貯留・利用(CCUS)技術の実用化により、プラント等の大規模排出減からのCO₂排出量を限りなくゼロに近づけることが可能となります。CCSについては実証地域の拡大や海外展開等、社会実装に向けた支援を求めます。また、CCUについては代替燃料や基幹化学品といった有価物の製造からコスト面において優れていますので、現在開発を進めている光合成藻類・細菌類による変換法のみならず、CO₂の大規模処理技術の確立に向けて、引き続き様々な分解・変換法等の開発支援を求めます。

●天然ガスの使用促進ならびに燃料転換に係る設備投資の支援

化学産業で消費されるエネルギー源は、オイルショックを契機に石油から石炭へと燃料転換が進みました。更に第二次石油危機以降からは、燃焼時の単位あたりCO₂の排出量が化石燃料中最も低い天然ガスに導入可能な設備から順次切り替えを進めていますので、引き続き天然ガス利用設備に対する利用促進事業費補助金の延長・拡充を求めます。

●樹脂窓の普及支援ならびにアルミサッシからの移行に係る環境整備

樹脂窓（樹脂サッシ）は省エネ法に基づく目標基準値（基準熱損失防止性能）でアルミサッシに比べて高い優位性を示しています。しかしながら、日本での普及率は僅か7%程度と低い状況ですので、使用促進に向けた支援を求めます。

具体的には、①省エネ法に基づく建材トップランナー制度における、省エネ建材等級ガイドライン（窓の断熱性能表示に係るガイドライン）・表示区分（ラベル）の見直しならびに、同、最低基準の設定、②建築物省エネ法における開口部の遮熱性能等に関する基準の引き上げ、③高付加価値製品である樹脂サッシ－複層ガラスのユーザー負担軽減のためのZEH/ZEBの実現に向けた支援補助金の取得要件緩和、④同、長期優良住宅に係る固定資産税等の特例の拡充、⑤省エネ設備投資に係る特別償却枠の拡充を求めます。

3、IoT・コネクテッド・インダストリーズの推進【重点】

●産業保安におけるIoTの活用推進

点検データを活用した配管腐食予測モデルや、リアルタイムの運転データを用いた事故予兆システムの確立など、産業保安・自主防災の分野においては、引き続きスマート保安の取り組みが推進されるよう支援を求めます。また、アプリケーション化された保安モデルについては、保安サービスの海外輸出も視野に技術情報市場での取引が可能となるよう、スマートサービス化の支援を求めます。

●AI等を活用した素材開発の加速化支援

素材（製品）開発の分野においては、新規候補物資の選定や、環境・人体に対する影響測定に係る領域におけるAIを用いた材料設計、プロセス、解析技術によって、研究開発期間が大幅に短縮できることが期待されますので、モデルAI（システム、プラットフォーム、ソフトウェア）の構築といった、基盤技術の開発に対する支援を求めます。

●化学産業におけるIoT人材の確保、育成支援

産業防災や製品開発でのIoTの活用には、情報（ビックデータ）解析、AIに対するディープ・ラーニングのモデル構築といった、今まで化学産業で確保、育成をしていない新たな技能人材が必要となります。ベテラン運転員の退職にともなう技能継承の円滑化の為にも、運転員の暗黙知の形式知化に係る早期の情報人材の確保・育成に対する支援を求めます。

また、IoTの工場内での実装拡大に伴うシステム過信によるヒューマンエラー等、新たな産業保安上の危険が発生しないよう、情報科学と合わせた化学人材の育成に対する支援を求めます。

4、コンビナート強じん化／港湾インフラ整備

●高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援

東日本大震災による鋼管ブレーズの亀裂被害を受けて、技術的助言通知「既存の高圧ガス設備の耐震性向上について」に基づき各都道府県の指導のもと企業において耐震性の確保に向けた対策が進められておりますので、引き続き高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業による支援を求めます。

●コンビナートの強じん化推進

コンビナート地域においては、将来予想される大規模災害による被害が最小となるよう、引き続き民有の背後護岸、構内配管、フレアスタック等の耐震・液状化対策の支援を求めます。また、港湾広域防災施設の機能確保、産業基盤災害対策（消防）がなされるよう強じん化の取り組みの推進を求めます。

●化学製品製造向け原燃料の輸入拠点の強化に係る港湾整備に対する支援

化学製品製造向け原燃料の内、特に石炭と塩は海上輸送コストの削減が国際競争力強化の上で極めて重要です。安定的且つ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成に係る特定船舶の入港が出来る港湾整備のため、港湾法に基づく国際バルク戦略港湾事業の着実な実行を求めます。

5、化学物質管理／規制

●化学物質の健康障害防止措置に係る検討における、酸化チタンの適切な評価

酸化チタン(IV)はIARC分類を理由に発がん性リスクが疑われる」とされたことから、「化学物質による

労働者の健康障害防止措置に係る検討会」の検討対象となっています。しかしながら、有害性評価や個人ばく露結果の評価に関する考察が不十分な根拠で、幅広い分野で使用されている酸化チタン（IV）を特定化学物質に指定することは不要な社会的混乱を招くことになりますので、検討会における酸化チタン（IV）の評価は科学的事実に基づき、化学物質の国際調和を乱すことのないよう判断を求めます。

●粉体物質の有害性情報の伝達を踏まえた、ポリ塩化ビニルのGHS分類からの除外

化学物質のリスク評価に係る企画検討会において、クロロエテン重合物〔ポリ塩化ビニル又はPVC〕については、物質固有の有害性ではなく粉状としての有害性として整理されました。他方で、議論の過程でポリ塩化ビニルのGHS分類が作成されましたが、GHS分類は物質および混合物に固有な危険有害性に関する情報伝達を目的に整理されていることから、ポリ塩化ビニルにGHS分類があることは、物質固有の有害性があるとの誤解や風評被害、使用現場での混乱を招きますので、この取り下げを求めます。

また、ポリ塩化ビニルに限らず、粉体固有として有害性が認められる物質については、国際整合性を持たせた決め方に準拠し、粉体全体の議論のなかで一般粉体と同様の取り扱いとして検討を進めることを求めてます。

6、農薬・肥料産業支援

●農業競争力強化における生産資材価格の引き下げ施策に係る、雇用、地域に対する影響の緩和

農業競争力強化プログラムならびに農業競争力強化支援法において、生産資材関連産業については“国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編を推進する”との方向性が示されましたので、事業再編等に伴う雇用や地域に対する影響への対策支援を求めます。また、事業再編においては新たな設備投資が必要となりますので、税制特例や金融支援といった事業再編促進策については拡充を求めます。

●肥料原料の安定的且つ安価な輸入の実現を通じた資材価格の引き下げ支援

事業再編や銘柄数削減による肥料価格の削減効果は固定費の範囲内でしかなく、農業競争力強化における農家の収益力の確保に対する根本的な解決策とはいえません。我が国は化学肥料原料のほぼ全てを輸入に依存していますが、国内需要充当分のみの購入（輸入）量しかないことからバーゲニングパワーが相対的に低く、また、肥料原料を含むマイナーバルクの荷揚げにおいても大型船の接岸が可能な港湾整備がなされていないなど国際競争で劣る状況ですので、肥料原料そのものに対する低廉化策の支援を求めます。

●小型の無人航空機による農薬散布の促進に係る環境整備

小型の無人航空機（ドローン）による農薬の空中散布は、スピードスプレーヤー等の薬剤噴霧機を入れない傾斜地など中山間地での利用が可能なほか、散布時間の短縮や散布ムラがないこと、また、散布者に対する作業者暴露の問題がないなど導入拡大が期待されています。一方で、空中散布の為の農薬登録（適

用拡大）については、新規薬剤の登録申請に必要な薬効・薬害試験や作物残留試験に多額の費用が必要となるため企業の負担となっています。ローンを活用したスマート農薬の推進のため、これらの登録申請費用に対する支援を求めると共に、登録機体数の増加に向けた「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」の運用見直しなど環境整備を求めます。

I. 平成31(2019)年度 石油産業政策改正要望事項（重要事項）

1. ガソリン税・軽油引取り税の本則税率上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直し、自動車用燃料の税負担の公平化

道路整備に必要な財源を確保するために暫定税率として本則税率に上乗せされた分は、平成21年のガソリン税等の一般財源化により、課税根拠を喪失していることから、ガソリン税・軽油引取り税の本則上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直しを求めます。

また、自動車燃料間の公平な税負担の観点から、課税対象となっていないCNG(圧縮天然ガス)車やEV(電気自動車)への燃料課税を求めます。

2. 石油開発に係る税制の本則化

石油開発に係る税制優遇措置（減耗控除制度、海外投資等損失準備金制度）は、租税特別措置となっているが、探鉱活動を促進し石油・天然ガスの安定供給を確保するには不可欠な制度であることから、本制度の本則化を求めます。

3. 石油産業の強靭化に係る税制、支援等の継続・強化

- (1) 石油・天然ガスの権益獲得や探鉱・開発による供給源の多角化の促進に必要な石油天然ガス・金属鉱物資源機構によるリスクマネー供給の十分な支援の継続を求めます。
- (2) 国内石油・天然ガス資源開発は、技術開発や人材確保を通じて国内外の開発を推進する上での基盤形成の場として重要であり、その促進を求めます。
- (3) 石油のノーブルユース、超重質油処理等の原料の多角化、省エネおよびIOT技術活用などによる生産性向上、稼働信頼性向上に向けた支援策の継続・拡充を求めます。
- (4) 製油所間の生産性向上に向けて、精製設備の改造やコンビナート内の製油所間・石油化学工場との連携強化による設備最適化等に対する補助等の支援策の継続・強化を求めます。
- (5) 製油所設備の耐震・液状化の対策、入出荷設備の増強対策等、製油所設備等の強靭化・出荷機能の強化への支援策の継続と更なる強化を求めます。

4. 「長期エネルギー需給見通し」を踏まえた政策について

「長期エネルギー需給見通し」における2030年度の一次エネルギー供給構造の石油比率は、30%程度の見通しとなっていますが、災害時を含む国内エネルギー供給網の強靭化に向けては、石油サプライチェーンを健全に維持し、雇用を確保していくために「石油火力」の平時からの一定稼働を可能とする政策を求める。

5. Tax on Taxの排除

ガソリン税等の一般財源化により、消費税と石油諸税との調整できない理由はすでに解消しています。また、消費者負担の軽減の観点からも、消費税と石油諸税の適切な調整措置、即ちTax on Taxの排除を求める。

以上

II. 平成31（2019）年度 石油産業政策改正要望事項

1. 石油産業の競争力強化、企業の強靭な事業基盤の確立

(1) 強靭な事業基盤の確立

- ◆ 石油精製事業等における事業再編や総合エネルギー産業化に向けた他事業分野への参入強化にあたり、最適な事業形態を選択可能とする観点から、L L P（有限責任事業組合）に対する有形固定資産等の簿価譲渡を認める措置を求める。

<石油・天然ガス開発>

(2) 産油国や他の多消費国とも連携した資源外交の一層の推進

- ◆ 海外における自主開発原油・天然ガスの引取量の拡大は、我が国におけるエネルギーの安全保障確立の観点から極めて重要な国のエネルギー戦略です。その取り組みにあたっては、民間企業の自助努力と併せ、政府や石油天然ガス・金属鉱物資源機構による資源産出国との積極的な外交の推進継続を求める。

(3) 国内石油・天然ガス基礎調査の促進

- ◆ 国内石油・天然ガスは我が国のエネルギー安全保障上、最も安定的な供給源であり、その確保に向けて「海洋基本計画」および「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づく三次元物理探査船「資源」の運用および基礎試錐等が実行されています。引き続き同計画に基づき着実に推進されることを要請します。

<精製・元売>

(4) 石油製品の輸出拡大に資する措置の実施

- ◆ 石油製品の輸出拡大は、国内の需要減少が続く環境下において、拡大する海外市場に対応し、既存設備を有効活用する手段として有効です。国際競争力の強化と並行し、石油製品の輸出拡大に資する措置を順次実施していくことを求めます。
- ◆ 我が国の石油精製業は、現在、新興国を中心とする石油製品需要の拡大や、サルファーフリーガソリン・軽油（規制により硫黄分を10ppm以下に抑えたガソリン・軽油）といった環境対策面で進んだ規格を有しており、これらの強みを生かした輸出インフラや制度が必要と考えます。

(5) 大規模自然災害発生に備えた石油製品備蓄の充実および非常時にも対応できる精製能力確保

- ◆ 東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、震災への備えとして既存の石油製品の備蓄量を積み増しすることや、製品の供給体制整備を求める。
- ◆ 石油備蓄は、石油資源の乏しい日本において、外的要因等により原油や石油製品の輸入が滞った場合のエネルギー確保を想定しています。また、国内における大規模災害発生時には、即時に輸送、暖房等のライフライン向けを優先に、それぞれのニーズに合った油種の供給が求められます。
- ◆ 国内の石油精製能力は、石油製品の国内需要減を背景に、エネルギー供給構造高度

化法への対応、加えて更なる石油製品供給や物流の効率化による競争力の強化を目指して、各社さまざまな施策を実行してきました。そのような中で、大規模災害発生時に一部の精製拠点が停止した場合を見越して、一定規模の精製能力が必要となると考えます。

- ◆ 平成30年度予算において、石油コンビナートの生産性向上及び強靭化推進事業、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業に予算が配分されました。これからも継続して対策を講じられるよう支援を要請します。

<石油化学>

(6) 石油化学用国産ナフサに係る石油石炭税還付制度の本則非課税化

- ◆ 平成24年度税制改正大綱の租税特別措置において、従来から2年とされていた石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、「当分の間の措置とする」、また、本則化については、「引き続き検討する」と明記されました。私たちが要望してきた目標に着実に近づいたものと理解するものの、基本的には本則非課税化を求めます。

(7) 石油精製工程で生産される石油化学用軽質炭化水素(C₃・C₄等)に係る石油石炭税還付制度の創設

- ◆ 今後、石油化学原料としての使用の増加が見込まれるC₃・C₄等の軽質炭化水素等については、石油石炭税が課された原油を処理して生産される国産品と、石油化学用として石油石炭税が免税された輸入ナフサ等から生産されるものとの間で税負担に違いが生じていることから、石油化学用国産ナフサ等に係る扱いと同様に石油石炭税の還付制度の創設を求める。

<LPガス>

(8) 調達セキュリティーの確保(輸入国の多様化・分散化)と備蓄体制の継続

- ◆ 輸入ソースの多様化・分散化によるセキュリティーの確保と、国家備蓄を中心とした備蓄体制の継続を求める。

<物流>

(9) 輸送・流通基盤の整備と設備投資等に対する助成策の実施

- ◆ 石油製品は、内航タンカー、タンクローリー、タンク車(鉄道)およびパイプラインといった多様な輸送手段により、油槽所や給油所(SS)を経由して消費者に届けられており、タンクローリーと内航タンカーで輸送量全体の大半を占めています。近年は元売間の製品相互融通(バーター)が活発化しているなどの要因からタンカーの長距離輸送が減少し、タンクローリー輸送のウエイトが高くなる傾向にある一方で、タンクローリーの運転手不足も顕在化しています。石油の安定供給のための輸送・流通基盤の整備と設備投資等に対する助成策の実施を求める。

<販売>

(10) SSの転廃業や石油販売事業の効率化・多角化等への支援策の実施

- ◆ SS等販売業者は、販売業者間又は異業種の事業者との事業提携や事業の再構築などの経営努力により、当面の課題として、競争力のある効率的な経営体質を構築することが求められています。こうしたSSなど販売部門の構造改革や地域社会のエ

エネルギー拠点としての存続を円滑に進めるためには、販売業者に対する国の支援がより一層必要不可欠となっています。

- ◆ 安全を第一に確保したうえで、消防法などの様々な規制の緩和をおこない、SSの多様な運営が可能となることを求めます。
- ◆ 併せて、SSにおける合理化・効率化は、即、従業員の雇用問題に直結することが予測されることから、雇用安定法に基づく各種支援措置の適用等、関係官庁とも連携した円滑な対応を求めます。

(11) SSにおける環境保全対策への支援策の実施

- ◆ SS経営においては、石油製品の販売数量の減少に伴い、厳しい経営環境下にあります。近年実施されている二重殻地下タンクへの入れ替え支援策等、環境保全の各種構造改善支援策について、継続的な対応を求めます。併せて、近年はクリーンエネルギー自動車や省エネルギー型の大型車も増えている現状から、こうした自動車にも対応できる供給体制（SS）への追加的な支援も必要です。

(12) 不当廉売や不合理な差別対価の排除、ガソリン流通市場の公正な環境整備に向けた、公正取引委員会の監視強化

- ◆ 石油販売分野において、市場メカニズムが適正に機能するためには、卸価格の格差是正や公正かつ透明な競争環境の整備とともに、個々の取引においても公正さが確保される市場形成が必要です。特に近年は、ガソリンの流通市場における公正な競争の確保について、監視の目が向けられています。適正な市場形成と取引環境の整備に向けた取り組みの維持・強化と品質確保の取り組みを求めます。

(13) 「災害対応中核SS」整備事業等の継続、拡充とSS過疎対策

- ◆ SSは比較的消費者の近くに在り、地域社会に密着した販売活動を展開しています。SSの持つ機能・設備を活かした災害支援および販売業者の地域貢献活動を支えるために、災害対応中核SSの整備事業（①災害による停電時にも給油可能な自家発電設備や通信機器、②大型化の導入・設置）およびリスク対応能力の強化と拡充、石油製品流通網の維持強化事業、SS過疎地等の支援制度（地域の分散型エネルギー供給拠点整備事業）拡充を引き続き求めます。
- ◆ 市町村にSSが3カ所以内しかない、所謂「SS過疎」の数は平成29（2017）年3月末時点で302市町村となっています。現在、資源エネルギー庁をはじめ総務省消防庁は、このSS過疎を巡る対策に乗り出しています。地域社会の中で十分機能するSS過疎への取り組み強化を求めます。
- ◆ 平成30年度予算において、「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業」に予算が配分されましたが、十分な対策が講じられるよう引き続きの支援を要請します。

2. 経済と社会の再生・創造を優先した現実的な地球温暖化問題への対応

(14) 革新的次世代エネルギーの普及促進のための政策支援を求めます。

- ◆ FIT（固定価格買取制度）により、次世代エネルギー普及促進のための政策が導入されたが、家庭電気料金高騰などの問題も内包しており、将来に亘り安定的な普

及促進のための政策や性能向上のための技術開発への政策支援の継続を求めます。

(※) 次世代エネルギーとは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるものなどを指す。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。

(15) 自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長

◆ ガソリンにバイオエタノールを原料として生産されたバイオETBEを混合利用するにあたっては、バイオエタノール及びバイオETBEに十分な経済性を持たせることが重要なことから、自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長を求めます。

3. 石油各社・各事業所における競争力強化と安全対策の推進

(16) 競争力強化に向けた支援

◆ 日本再興戦略に基づき制定・施行された産業競争力強化法により、石油産業の国際競争力を高めることを目的に、経営統合や事業統合が進められている状況を踏まえ、税制優遇措置だけではなく、自主保安の促進を前提とした保安規制の緩和を求めます。

(17) 設備等の老朽化および安全教育に対する支援・助成策の実施

◆ 石油コンビナートなどの国際競争力を高めるための基盤は安全操業の継続であり、石油コンビナート各社・各事業所に対して、以下の2点を要望します。

- ① 設備や配管の腐食など老朽化・劣化対策の積極的な推進に対する支援
- ② 保安・応急体制の再確認を始めとする安全教育の徹底に関する助成

以上

平成 31 年度

概算要求要望、税制改正要望
政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合
セメント部会

1、税制改正要望

●地球温暖化対策のための税の廃止

全国殆どのセメント事業者は、工場内に自家発用石炭火力発電設備を保有しています。地球温暖化対策のための税の導入により、セメント製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭についても課税対象となり産業の負担となっています。石炭価格 1 ドル（国際市況：北米ドル／トン）上昇につき 2 億円の負担増となる企業もあることから、温暖化対策税については廃止を含む抜本的な見直しを求めます。

●輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の本則非課税化

セメント製造用自家発電に供する輸入特定石炭については、輸入ナフサ等に係る石油石炭税の免税措置が「政策税制措置による安定的な設備投資の支援や我が国産業の国際競争力の確保という観点から、その適応期限を当面の間延長し、適用期限の定めのない措置。」とされたことを踏まえ同様の措置となっていますが、課税条件の国際的なイコールフッティングの確保の為、税法による非課税（恒久化）とするよう見直しを求めます。

●セメント製造・コンクリート製造に係る、重油等に対する「地球温暖化対策税のための石油石炭税の特例」に係る免税・還付措置の創設

セメント製造用ロータリーキルンは、稼働熱源（原料）として重油を用いています。また、コンクリート二次製品においてもボイラーファンとして重油を用いており、いずれもエネルギー集約度が高い製造プロセスとなっています。温暖化対策税の導入によって、これらの用途に供する重油に対しても追加的措置として税が課されることとなり企業の負担となっていること、また地域雇用に対する影響懸念からも、石油石炭税に上乗せされる税率分については、免税・還付措置の創設による負担軽減を求める

2、製造設備・生産活動支援

●セメント製造業事業場を活用した発電事業における、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の設備認定申請の簡素化

セメント産業では事業場用地を活用した再生可能エネルギー発電事業（メガソーラー、PKS 等）が今後も計画されています。改正 FIT 法（2017 年 4 月施行）により、設備認定の厳格化（事業計画確認等）に伴い大規模発電事業者に対する申請手続きも煩雑になったことから、制度改正の目的である悪質事業者の淘汰のみならず、優良事業についても投資抑制が懸念されますので、基準適合（適合性）が明確であるセメント工場内の発電事業については、申請手続きの簡素化や新たな申請区分の整理など運用の見直しを求める

●エコセメント等環境調和型セメント製造プロセスに対する設備投資支援

セメント産業では、エコセメントをはじめ焼成プロセスを活用した廃棄物の原料化や製品化を実現しています。超高温による有害物質の分解やゼロエミッションに対する寄与から、廃棄物の受け入れ拡大が今後も予想されること、また、グリーン調達による製品需要の高まりから設備増強も必要となっていますので、環境調和型セメント製造プロセスに対する設備投資の支援を求めます。

(具体的な環境調和型製造プロセス)

- ①生活系廃棄物（都市ごみ焼却灰・下水汚泥等）を主原料とするセメント製造設備
- ②産業系廃棄物（廃タイヤ、廃プラ、製紙スラッジ、鋳物廃砂等）の原燃料製品化設備

●セメント製造・コンクリート製造に係る、事業場の省エネルギー化支援

全国殆どのセメント事業者は、工場内に廃熱タービンといった温暖化対策に資する設備を有しています。また、コンクリート二次製品製造工場においても建屋のLED化といった環境対策を進めており、引き続き事業場内の省エネ設備更新に対する支援の拡充を求めます。

(平成30年度のセメント・コンクリート産業が取得可能な省エネ支援策)

- ・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）
- ・省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業
- ・業務用施設等におけるZEB化・省CO₂促進事業※
- ・中小企業経営強化税制（生産性向上設備A類型）
- ・中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

●キルン煙突排出物質の連続モニタリング等に対する、IoTを活用した革新的センサー測定技術開発支援

セメント産業では、キルン煙突排出物質(NO_x、SO_x、ばいじん)の連続排出モニタリング、VOCの連続モニタリング、水銀・PCDD/F・金属(揮発性及びそれ以外の重金属)の定期的モニタリング、サイロ腐食といった設備の老朽化対策など、産業保安の場面でのIoTの導入が期待されますので、将来的な環境モニタリング規制の緩和に向けて、IoTを活用したセンサー基盤の構築や、基盤構築を通じたセンサー類の低廉化に関する開発支援を求めます。

●セメント製造・コンクリート二次製品製造に係る、女性の活躍推進・働き方改革のための事業場環境整備に対する支援

セメント産業ならびにコンクリート二次製品製造業では、産業特性上事業場内に粉塵が飛散していることや、その対策（保護具等）を講じざるをえないことに起因して、女性従業員比率が全産業中でも著しく低く悩厭されています。他方で、操業面においては女性の就業可能領域が着実に拡大しておりますので、女性の採用・職域拡大・定着を目的とした設備の整備（トイレ、シャワー室の設置・改修等）に係る支援を

求めます。

3、安全衛生対策

●第9次粉じん障害防止総合対策に対応した保護具等の配備支援

●粉じん障害防止規則に基づく区分改善措置に係る設備整備支援

セメント・コンクリート産業では、労働者の健康障害を防止する為、安全衛生令に基づく保護具の配備等による対策を求められています。新たな粉じん障害防止総合対策の推進に係り、行政通達による産業の自主的取り組みのならず、推奨保護具（電動ファン付き呼吸用保護具）等の配備に対する補助を通じた対策支援の推進を求めるべく、

また、粉じん障害防止規則（第26条の3）に基づき、環境影響評価による対象事業実施区域・実施区域周辺への発塵対策も求められておりますが、区分改善措置（第三管理区分の改善措置）の迅速な実施の為、施設ならびに設備整備の更新に対する支援を求めるべく、

●セメント産業に係る、保安防災・安全対策のための設備投資支援

セメント産業では、全製造業の中でも先進的な保安防災・安全対策の取り組みを推し進めています。他方で、産業の自主的取り組みは経営環境に左右されることから、また、製造業安全対策官民協議会「神戸宣言」の着実な実施のためにも、設備対策の強化への支援を求めるべく、

(設備対策の強化で支援を求める装置)

- ①高温装置（ロータリーキルン等）の運転における危機予知に係る装置
- ②製品・原料の積み込み時の、巻き込まれ・はされ、墜落・転落防止に係る装置（エスコートレール、安全ブロック、安全帯等）
- ③起重機の更新ならびに事業場内舗装の整備（重量物運搬に起因する設備対策）

4、製品開発・使用促進支援

●コンクリート舗装の積極活用ならびに、施工コストの低減・工事期間の短縮に向けた技術開発等に対する支援

コンクリート舗装は、ライフサイクルコスト、耐久性、路面温度低減、大型車の燃費向上性、材料の安定供給、および廃棄物の有効活用の点で、アスファルト舗装に比べて優位性が評価されていますので、公共工事等での積極採用等、使用促進に向けた支援を求めるべく、

(具体的な要請事項)

- ・高規格幹線及び都市間主要幹線における更新期での1DAY PAVEの採用
- ①仕様（書）における他の打設工法との比較実施

②公共調達における評価の枠組みの導入（グリーン調達化等）

- ・社会資本整備総合交付金の内、自治体における坂道舗装、軽交通道路及び生活道路、トンネル内舗装、交差点ならびに交差点周辺の舗装に係る内数の拡充

また、施工コストの低減に向けて、①施工機械の汎用化（低廉化）に係る技術開発、②工期の短縮（コンクリートの凝結時間の短縮）のための早期交通開放型コンクリート舗装（1DAY PAVE）の機能向上に係る研究開発に対する支援を求める。

●福島第一原子力発電所事故にともなう、除染土（除去土壤）に対するセメント製造プロセスを活用した放射性物質等の分離技術の開発ならびに、コンクリート二次製品による新たな革新的格納容器開発に対する支援

福島第一原子力発電所事故にともなう除染作業で発生した除去土壤（所謂、除染土）は、現在、福島県内であれば中間貯蔵施設で保管されており、最終処分や管理について課題となっています。

セメント製造における超高温での焼成プロセスは放射性物質の分離も可能ですので、除染土の処理に向けた技術開発の支援を求める。また、一部の除染土を含む高レベル放射性廃棄物の管理・運搬について、セメント・コンクリート製品は環境優位性が高く評価されていますので、低廉化、軽量化等に向けた新たな格納容器開発に関する支援を求める。

5、その他

●コンクリート二次製品供給における公正かつ適正な取引関係の確立

石炭価格と物流費の上昇により、本年4月出荷分からセメント価格1トンあたり1000円程度の値上げを各メーカーが表明しており、これに伴い卸値も上昇しています。

連合（日本労働組合総連合会）では、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分を実現するため、資材など増加したコストを適正に転嫁できるよう、企業間における公正かつ適正な取引関係の確立を最重点政策として位置づけています※。つきましては、コンクリート二次製品の供給においても、関係法令の遵守、取引実態の把握、監視体制の強化、取引の適正化に関する告示・公正取引ガイドライン・業界自主行動計画等の取り組みの推進を求める。

※「2019年度 連合の重点政策」(2018年7月～2019年6月)

●社会資本形成と適切なインフラ更新の実施に対する支援の拡充

セメント産業ならびにコンクリート二次製品製造業は、従来から、橋梁、道路、河川護岸、トンネル、ダム、港湾、空港など、我が国の社会資本形成に高く寄与してきました。現在、頻発する大規模自然災害やインフラの老朽化に伴い、これらの更新が急務となっておりますので、国土強靭化をはじめとする各種関連事業を通じた支援の拡充を求める。

●内水氾濫・浸水対策における雨水貯留管の積極敷設ならびに、下水道施設における重要な幹線（管路）等の耐震化支援

都市部等市街地での気候変動に伴う局地的な大雨に対しては、雨水貯留管による下水道と河川のネットワーク構築による対策が有効となっています。特にヒューム管は経済性、施工性にも優れていますので、道路や公園下等での敷設整備の推進を求める。

また、全国の下水道設備の内、流域幹線をはじめとする重要な幹線管路の過半数の耐震化が未了となっていますので、水害対策とあわせ社会資本総合整備費の内数の拡充を含む、早期の整備に対する支援を求める。

平成 31 年度

概算要求要望、税制改正要望
政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合
医薬化粧品部会

1、診療報酬改定・薬価制度改革

●特許期間中の薬価が維持される仕組みの制度化【重点】

我が国同様に新薬創出国であり医療用医薬品の保険収載制度を持つ英国や欧州等であっても、新薬の特許期間中に薬価が棄損される制度は存在しません。そもそも特許とは開発による“新規性”を一定期間保護する制度であって、改定毎に実勢価格に基づいて薬価を引き下げられる我が国の制度そのものが特許の本旨から外れていますので、新薬の薬価については革新性や有用性の評価に係わらず特許期間中は維持される仕組みの制度化を求めます。

その上で、新薬創出・適用外薬解消等促進加算の見直しにおける「品目要件」ならびに「企業要件」については、イノベーションに対する評価を適切に反映していませんので、収載番手や時間的制約にとらわれず、全ての企業、全ての製品の特許期間中の薬価が維持されるよう制度の見直しを求めます。

●2年に一度の薬価改定の維持【重点】

毎年の薬価改定に伴う製薬企業の国内売上に与える影響は極めて大きく、これに起因して雇用喪失のみならず人員削減による従業員一人ひとりの業務負荷が拡大するなど、現在政府が進めている働き方改革にも逆行しています。製薬産業に従事する労働者の立場からは、毎年改定が過重労働を助長する結果に繋がっている現状を指摘しますので、2年に一度の薬価改定を維持するよう再検討を求めます。

特に、2019年10月に予定している消費税増税に伴う薬価改定については、本年9月の薬価本調査結果を踏まえた市場実勢価薬価改定を来年4月に実施することについて強く反対します。

●50円以下の医薬品の薬価調査からの除外【重点】

中間年の薬価改定については“乖離の大きい品目”について実施することとして整理されましたが、乖離率による改定とした場合、対象品目の多くが後発医薬品となり安定供給に対する影響が懸念されますので、中間年の価格調査にあたっては、成分規格ごとに収載されている薬価の全てが50円以下の品目については対象外とするといった別の基準を合わせて設けることを求めます。

●市場拡大再算定の見直し

効能追加等に伴う市場拡大に係わらず、市場拡大再算定（特例を含む）は市場原理に対応した評価手法としては適切ではありません。類似品が再算定の対象となった場合の引き連れ制度は、自社製品ではないことから売り上げの伸長や、年4回のいずれのタイミングで再算定となるか予測が難しく、経営予見性からは極めて不合理な制度です。単に売り上げのみを理由として薬価を引き下げるのも、イノベーションに対する評価として適切ではありませんので、2年に一度の薬価改定が維持されない限りにおいては廃止を含めた抜本的見直しを求めます。

●新規収載医薬品の薬価算定における新規後発医薬品の薬価の引き下げに対する反対

新規収載後発医薬品の薬価の引き下げは、設備投資の原資の毀損を招き後発品使用促進と安定供給体制の整備の妨げとなりますので、現行制度の 5 掛 4 掛の維持を求めます。

●G1 撤退品目の供給・生産を担う後発品薬価の評価【重点】

G1において長期収載品が市場から撤退した後発医薬品の内、先発品撤退分の供給を担う後発品については、増産に係る新たな設備投資といった生産体制整備が必要となることから、原資棄損を招かぬよう 2 倍格帯のあり方について基礎となる GE 薬価の 1.5 倍 (=G2 相当) となるよう評価を求めます。

●基礎的医薬品の評価の枠組みの拡充

現行の基礎的医薬品は、最低薬価では供給の維持が困難な製品を最低薬価となる前に下支えする制度として設計されて導入経緯から、成分全体及び銘柄の乖離率が全ての既収載品の平均乖離率以下であることが要件となっています。これにより、保険医療上の必要性が高いにも関わらず基礎的医薬品の対象とならない製品が一部に存在しますので、諸外国で導入されているフォーミュラリーやエッセンシャルドラッグといった考え方に基づき、“医薬品としての貢献度”の高い製品が対象となるよう要件の見直しを求めます。

●内服固形剤に係る最低薬価の在り方の検討

基礎的医薬品の拡大が限定的であったことから、対象とならなかった一部製品については引き続き供給上の懸念が払拭出来ていない状況です。既に、長期収載品が撤退しその供給を担っている後発医薬品についても G1 制度の対象とならないことや、製造販売の中止により銘柄数が集約されその供給を担っている後発医薬品については薬価を下支えする制度や評価の枠組みが存在しませんので、安定供給および適切な流通を確保する観点から、内服固形剤の最低薬価については評価の仕組みの検討を求めます。

●費用対効果評価の本格実施の中止【重点】

費用対効果評価は、試行実施において評価結果ならびに再調査の在り方や透明性に関して重大な欠陥があり、保険収載の可否判断や償還可能な価格までの引き下げといった価格調整の判断に用いる機能を担うには、科学的分析結果を用いる行政評価手法として困難であることが明らかですので、試行実施の分析検証を以て本格実施の中止とすることを求めます。

●薬剤費の自己負担の引き上げに対する反対

後発品がある先発品の薬剤費差額分の負担引き上げ（所謂、参照価格制度）ならびに一般用医薬品がある製品の保険適用からの除外について、いずれも自己負担の増加となることから反対します。特に OTC 類似薬の保険適用の除外は、医療上の観点からも不適切使用の懸念や、逆に患者の医薬品アクセスを阻害する恐れがあることから反対します。

2、税制改正要望

●研究開発税制の拡充【重点】

製薬産業は全産業中最大の研究開発投資を行っており企業の負担となっていますので、引き続き研究開発促進税制による支援の拡充を求めます。

具体的には、①一般試験研究費（総額型）における控除上限の緩和、②繰越控除制度の復活、③特別試験研究費（オープンイノベーション型）については、創薬分野における产学等連携は過渡的段階であり、引き続き企業内研が主体であることから、控除上限の一元化や対象費用の拡大等を求めます。

●セルフメディケーション税制と医療費控除の合算制度化

セルフケアならびにセルフメディケーションは、生活習慣病の予防や高齢化に伴う疾病の重篤化を防ぐ目的などで推進されており、結果として医療費の削減に寄与しています。他方で、税制面では医療費控除との併用ができませんので、予防医療や健康増進等の拡大による社会保障費抑制を最大化するためにも、セルフメディケーション税制と医療費控除の合算制度化を求めます。

3、生産拠点の支援強化

●縮小・移転等による技能労働者の流出及び技能継承への対策【重点】

後発品推進策の影響によって、自社製品の製剤操業率の低下から先発品メーカーを中心に生産拠点の整理合理化（規模縮小や製造部門の売却、海外移転等）が広がり雇用の不安定化を招いています。これに伴い、ICHガイドライン等を習熟した高度人材の流出と技能継承に対する懸念が生じていますので、将来的な品質の担保が損なわれることがないよう、人材育成や維持・確保への対策を求めます。

●原薬製造に係る、原薬管理に従事する人材の確保支援

薬剤師資格保有者のみに認められる原薬管理業務に係り、原薬製造販売を主たる事業とする事業者において人材の確保が困難となっていることから、原薬管理責任者（仮称）といった新たな資格の創設による規制の緩和もしくは、実態に合った管理体制となるよう支援を求めます。

●未承認薬等の開発要請による希少疾病用医薬品開発に係る、新たな設備投資に対する支援

厚生労働省からの希少疾病用医薬品といった未承認薬の開発要請に対し、製薬メーカーは営利目的ではなく生命関連産業としての社会的責任から開発を引き受けています。他方で、開発上必要となる新たな設備投資に対する支援制度がなく開発費用の全てを企業が負担することになっていますので、開発の着手段階（第Ⅰ相試験）および製品化の目処がついたシーズ（第Ⅲ相試験）については、高生理活性対応設備といった製造段階で必要となる高額な設備投資に対して補助を求めます。

●バイオ医薬品の国内製造促進に向けたカルタヘナ法の見直し

カルタヘナ法は生物多様性の維持のために遵守すべき国際的枠組みですが、可能性の危惧を前提とした

法理の為、実際の運用において過度に厳重な隔離体制といった規制措置となっています。今後、バイオ医薬品の促進に合わせ新たな製造拠点の整備が必要となり国際的枠組みに批准していない米国と製造面で国際競争力に劣るため、現実に即した法令の改正もしくは規制に基づく設備投資については財政的な支援を求めます。

4、医療従事者ならびに周辺産業との公正健全な関係の構築

●病院勤務医等の過重労働に起因する、医薬情報担当者のさらなる過重労働、労働安全衛生上の懸念に対する抜本的対策【重点】

病院勤務医を中心として医師の過重・長時間労働下が常態化し、医師に接見する医薬情報担当者（MR）は、これに付帯して更なる過重・長時間労働となるなど、メンタルヘルスの毀損など極めて深刻な問題を引き起こしています。各社ともに就労規則の見直しや健康時間管理の取り組みをしていますが、限界があることから、「働き方改革実行計画」に基づく早期の対策を求めるとともに、今後の在り方の検討への製薬産業従事者の参画を強く求めます。

●処方箋（銘柄別処方、一般名処方）の調剤における尊重と体制整備

MRによる医療用医薬品情報の提供によって医師に採用された製品の処方において、薬局薬剤師は処方箋が意図するところを尊重し、安易な類似薬の調剤を慎み真に患者の利益に資するよう、処方権と調剤権の齟齬に起因する弊害を整理するため、関係法令（医師法、薬事法）及びその運用則の整備を求めます。

5、その他

●G1において長期収載品が市場から撤退した品目に対する、安全性情報等の移行体制の整備【重点】

既収載後発品ならびに長期収載品の薬価の見直しに伴い、G1品目については、内資外資を問わず長期品撤退後も患者ならびに医療機関からの問い合わせ等に対し後発品メーカーが責任を保てるよう、安全性データ等の適切な移行に向けた体制整備を求めます。また、安全性情報を後発品メーカーが直接引き継ぐこととなった場合においては負担分に対する薬価上の評価を求めます。

●G1において長期収載品が市場から撤退した後発医薬品に対する、公知申請に係る申請費用の国費化ならびに申請プロセスの簡素化

公知申請に係る標準的な申請費用は1000万円程度となっていますが、G1撤退品目において後発品企業が申請費用を負担した場合、既存の薬価に基づく申請費用回収に懸念が予想されますので、G1撤退品目の公知申請については国費でこれを賄うよう制度整備を求めます。

また、同一内容の公知申請について、現行では対象となる製品を製造している全ての企業からの申請が必要となっていますので、一括申請・審査といった手続きの簡素化を求めます。

●MID-NET の対象拡充ならびに使用促進に向けた環境整備

本年度より MID-NET が本格稼働しましたが、現状の協力医療機関数が 10 抱点 23 病院と限られていることや、大学病院を中心に急性期に偏重しているため、慢性期のデータ収集についても充実出来るよう協力医療機関の増加に向けた取り組みを求める。

また、契約料による負担との兼ね合いから、MID-NET とは別の医療データベース（コンソーシアム）のみを利用する企業も一部に見られますので、使用者と参加者双方の拡大によってデータベースがより充実することからも、利用時の審査申請や活用後の情報公開といったガイドラインの見直しも含め活用しやすい環境の整備を求める。

●バイオシミラーの効能効果追加における一変申請の簡略化

後発医薬品の効能効果を追加する一変申請の総審査期間は 6 ヶ月ですが、バイオ医薬品であるバイオシミラーの標準的な総審査期間は 12 ヶ月となっています。審査期間の違いがバイオシミラーの普及促進を妨げる要因の一つとなっていますので、臨床試験による同等性／同質性の検証を必要としない外挿に基づく効能効果追加に関する一変申請については、後発医薬品と同様の審査期間となるよう審査の短縮を求める。

●要指導医薬品の製造販売後調査の電子化

要指導医薬品の製造販売後調査は原則書面での提出となっていますが、書面提出による煩雑さから回収率が低くなっていることや、事務的負担から報告期間内に提出が完了しないケースが出てきていますので、電子媒体での提出が可能となるよう制度の見直しを求める。

●大規模災害等における医療用医薬品の原料調達、製造、流通にかかる恒常的な危機管理施策の構築及び関係災害対策法令の整備

大規模災害によって、患者の生命維持に不可欠な製品製造施設が罹災・被災した際、国内供給が途絶しないよう、品目・生産拠点のリスト化ならびに代替製造設備の整備及び、原料供給網、製品供給網の補完ルートの策定、緊急通行証等交付の迅速化など、係る法令とその運用の早急な整備を求める。

平成 31 年度

概算要求要望、税制改正要望
政策・制度要求と提言

日本化学エネルギー産業労働組合連合
塗料部会

1、税制改正要望

●石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置の本則非課税化

輸入ならびに国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置については、税法による非課税（恒久化）とするよう見直しを求めます。諸外国においては、原料用途の石油・石炭・揮発油については、特別措置による免税・還付ではなく非課税措置が講じられています。課税条件の国際的なイコールフッティングを確保することで、産業の空洞化の回避や国際競争力の維持を図る目的からも、租税特例措置による「適用期限を当分の間延長し、適用期限の定めのない措置」ではなく、本則化を図ることを求めます。

●研究開発税促進制の拡充

省エネ塗料といった機能性塗料や、特化則の見直し等による原料代替製品といった環境対応型塗料に係る研究開発投資は引き続き企業の負担となっていますので、研究開発促進税制の拡充による一層の支援を求めます。具体的には、①一般試験研究費（総額型）における控除上限の緩和、②繰越控除制度の復活、③特別試験研究費（オープンイノベーション型）については、塗料開発においては产学研連携が積極的に行われていますので、控除枠の拡大など重点化を求めます。

2、製造設備・生産活動支援

●省エネルギー設備投資に対する支援の拡充、取得手続きの簡素化

塗料製造プロセスには攪拌機、分散機、ポンプをはじめ産業用モータが多数用いられていますが、旧式の装置が殆どのためエネルギー効率が低い状態です。一方で、国の省エネ支援制度は工場・事業場単位での取得要件（削減率、改善率等）となっているため、機械装置単位での切り替えでは補助の対象となりません。中小塗料メーカーをはじめとして一斉の設備更新が財務上困難な企業では、実態として制度利用が出来ない状況となっていますので、三相誘導電動機（産業用モータ）におけるトップランナー制度の対象機器（JIS C 4034-30）への切り替えであれば、機械装置単位でも補助申請が可能となるよう取得要件の緩和を求めます。

また、制度利用に際しては大量の資料提出が求められており、事務負担から申請手続きの殆どを外部委託しているのが実態です。このため、補助と申請に係る費用の兼ね合いや手続きの煩雑さから申請を断念するケースが多くあり、結果として電力効率の悪い既存設備からの切り替わりが進まない実態がありますので、取得手続きの簡素化と共に中小事業者が取得しやすくなるよう支援体制の整備を求めます。

●揮発性有機化合物（VOC）の放散低減が期待される環境対応型製品への切り替えならびに、特化則等の健康障害に対する化学物質のリスク評価の変更に伴う原料代替による製造設備更新に対する支援の拡充

日本塗料工業会規格 JPMS30（鋼構造物用水性さび止めペイント）ならびにJPMS31（鋼構造物用水性

耐候性塗料) といった水系塗料は、溶剤系塗料に比べて揮発性有機化合物（VOC）が低減されることから使用の切り替えが進んでいます。一方で、生産の切り替えにおいては、製造タンク、排気・集塵ダクトといった製造設備の全面入れ替えや、製品・原料保管においても消防法により危険物（化学溶剤）とそれ以外（水系製品、原料）の同一倉庫での保管が禁止されていることから、新たに一般倉庫が必要となるなど大規模な設備投資が必要となり企業の負担となっています。

また、特化則等の健康障害に対する化学物質のリスク評価の変更に伴う原料代替においても、製品製造に係り同様に設備の全面入れ替えが必要となっていますので、企業規模に係わらず設備投資全般に対する支援を求めるます。

●塗料製造に係る、女性の活躍推進のための事業場環境整備に対する支援

製造工程での身体への顔料汚れの付着や有機溶剤臭（所謂、シンナー臭）が落ちないことを理由に、塗料産業は女性従業員比率が全産業中でも低く倦怠されています。一方で、操業面での女性の就業可能領域は拡大していますので、女性の採用・職域拡大を目的とした設備等の整備（トイレ、シャワー室等）に係る支援を求めるます。

3、製品使用促進／研究開発支援

●新規 JIS の省エネ塗料による製品ラベルの策定を踏まえた普及環境整備

●環境対応型塗料の将来的な JIS 化を見据えた評価の枠組みの拡充

日本塗料工業会規格 JPMS29（塗膜の熱性能・熱流計測法による日射吸収率の測定）が、「JIS K 5603」として規格化されましたので、今後の製品ラベルの策定を踏まえ、省エネ法に基づく建材トップランナーモードや、グリーン購入法に基づく特定調達品目への反映、また省エネ塗料（高反射率塗料規格）の推進に係る国、自治体の公共調達における仕様や補助支援制度での、「JIS K5602」「JIS K5675」といった要件の上書き修正など普及促進環境の整備を求めるます。

加えて、日本塗料工業会規格 JPMS30（鋼構造物用水性さび止めペイント）ならびにJPMS31（鋼構造物用水性耐候性塗料）についても、まもなく JIS が更新されることを踏まえ（現行の「JIS K 5551」「JIS K 5659」の更新）、公共調達や補助支援制度における製品性能評価の枠組みの見直しを求めるます。

●省エネ塗料の更なる性能向上など革新的塗料材料の研究開発支援

機能性塗料は高付加価値化により高い利益率を実現することが可能ですが、引き続き研究開発投資が企業の負担となっていますので、特に研究開発税制の取得が要件上困難な中小塗料メーカーに対する支援の拡充を求めるます。具体的には、遮熱塗料の高日射反射率の更なる向上や、水系塗料、有害重金属代替、ホルム低減など、健康障害防止に係る化学物質のリスク評価による管理・規制の強化等に伴う環境対応製品の開発に対する支援を求めるます。また、これに伴う製造プロセス基盤の技術開発支援を求めるます。

4、安全衛生対策

●第9次粉じん障害防止総合対策委の推進に係る設備更新、保護具の配備に対する支援ならびに、ナノマテリアルに関する生体影響を踏まえた対策の検討

塗料産業は製品特性上粉塵対策及び健康管理措置に対し重点的な取り組みをしています。新たな粉じん障害防止総合対策の推進に係り、行政通知による産業の自主的取り組みのみならず、有害業務従事者向け防塵・防毒マスクの配備や、空調ならびに排気・集塵ダクトの更新、仕込みタンクの密閉型への変更などに係る設備投資に対しても支援を求めます。

また、人に対する有害性が明らかでない化学物質に関する労働者の暴露の予防的対策については、特に塗料開発に従事する研究者のナノマテリアルによる暴露が懸念されますので、引き続き生体影響等を踏まえた対策の検討を求めます。

●第13次労働災害防止計画の推進に係るリスクアセスメントの普及と、老朽設備への対策支援ならびに安全対策に係る設備投資に対する支援

塗料工場では労働災害防止のリスクアセスメントに係り、静電気事故対策の推進に重点的に取り組んでいますが、安全衛生令に基づく保護具（帯電防止作業服、導電機能安全靴、静電気防止手袋、保護メガネなど）についても対策の推進に係る枠組みに組み込まれるよう支援の範囲の拡充を求めます。

また、製造プロセスの特性上、機械装置に回転体（ディスパー、ロールミル、ロールコーティング機など）が多くあることから、巻き込まれ事故に係る危機予知といった既存の取り組みの推進と合わせ、老朽化した旧式の回転体については、設備更新によって安全対策の促進が図られるよう支援の強化を求めます。

5、周辺産業支援

●リフォーム市場の活性化支援策の拡充

既存住宅ストックの品質向上において、塗料はリフォーム建材として施工面で優位性があります。調湿機能やホルムアルデヒドなどのアレルゲンを除去する機能など、多機能な塗料が登場し選択の幅も広がっていますので、引き続きリフォーム市場の活性化支援に係る諸施策の拡充を求めます。

●住宅ローン減税、エコカー減税制度の維持

工業用塗料製品の主要出荷先である住宅、自動車領域の振興は、塗料産業においても極めて重要ですので、引き続き住宅ローン減税やエコカー減税等関係諸税による消費拡大や投資喚起策による支援を求めます。